

平成十六年三月 現代密教 第十七号 抜刷

近代の真言宗智山派における女性の受容 — 序にかえて —

奥野真明

近代の真言宗智山派における女性の受容 — 序にかえて —

奥野 真明

はじめに

最近、「婦」という文字を使う職業名が次々と変更されている。看護婦、助産婦、婦人警察官が看護師、助産師、女性警察官というようになっていく。もはや婦人服や産婦人科程度しか「婦」のつく名前を聞かなくなっている。「婦」という漢字が持つイメージや、女性の社会進出に伴ったことであろう。長年慣れ親しんで使ってきただけに、言い換えると良くわからないものもある。

ところで、真言宗智山派では通常僧侶の妻のことを寺院婦人と呼んでいる。現在、真言宗智山派に所属する寺院・教会には、寺院婦人が多数存在している。それは五年に一度実施される「真言宗智山派総合調査」の結果からもあきらかである。平成一二年の調査によると、一八八七人の寺院婦人がその調査に応じている。また、智山派所属教師の人数は二二八一人で、そのうち男性教師二一八四人、女性教師七〇人、性別不明二七人となっている。多くの寺院婦人が教師のもとで、日々檀信徒教化に励んでいる。

現在、真言宗智山派には寺庭婦人について定義がなされている。昭和三六年四月から施行され、現在までたびたび改正や変更が加えられている「真言宗智山派宗法」、および平成五年四月に施行された「真言宗智山派寺庭婦人規程」のなかである。これらは「総本山智積院寺法」ではなく、智山派所属寺院の包括団体である宗教法人真言宗智山派において規定されている。

「真言宗智山派宗法」(抜粋)

第一章 寺族および寺庭婦人

第五二条

寺族とは、住職または主管者、前元住職または前元主管者及び法資の親族にして、その寺院・教会または成田山教会に常在し、寺門の護持・運営に尽力している者をいう。

二 寺庭婦人とは、寺族のうち住職または主管者、前元主管者及び法資の婦人をいう。

第五三条

寺族及び寺庭婦人は、仏祖の冥加を感謝し、住職または主管者を補佐して済生利人、寺門の護持発展に努めなければならない。

「真言宗智山派寺庭婦人規程」(抜粋)

第一章 寺庭婦人

第一条

宗法第五二条で規定するものを寺庭婦人という。

第二条

寺庭婦人は、宗法五三条の目的を達成するために結縁灌頂入壇、宗務庁・教区主催の講習会、及び社会活動に積極的に参加するものとする。

(以下省略、第二章が教区寺庭婦人会、第三章が寺庭婦人連絡協議会である。)

これらの宗法や規程のなかで重要な用語が二つある。一つは「親族」、もう一つは「婦人」である。ここではどこまでを親族としているのか定かでないが、親族とは民法七二五条によると、①六親等内の血族、②配偶者、③三親等内の姻族、のことである。姻族とは民法七三一条から七七一条までに規定される婚姻によって新たに生じる姻戚関係者つまり、配偶者の父母や兄弟である。婚姻は法律用語であり、いわゆる結婚のことである。また、婦人は過去に成立した法律の名前等には出てくるが、条文での定義はない。岩波書店発行の『広辞苑』第二版、昭和四四年によると、「婦人とは①成人したおんな。女子。婦女。女性。②嫁いだ女。」である。

以上のことから、寺庭婦人とは住職・主管者をはじめとする僧侶の親族つまり寺族で、その寺族のなかで特に僧侶の婦人のことをさしている。ただ、「住職・・・の婦人」とあいまいにしているが、法律の上での婚姻が前提となる以上、僧侶の妻にはかならない。つまり、ある女性が僧侶と婚姻をなせば、寺庭婦人となる。しかし、その後離婚をなした場合、運用面ではどうか分からないが、寺族や寺庭婦人ではない。また、住職に先立たれてしまった寺庭婦人はそのままの地位を保てる。しかし、民法七二八条¹⁾の姻戚関係消滅の申し立てをなした場合は厳密にいうと、寺庭婦人ではなくなる。

以上のことから、これらの規則は僧侶の結婚、つまり妻帯が前提となつて作られている。平成一二年の総合調査の結果からも多くの教師が妻帯していることがわかる。妻帯することにより、子が生まれ、結果として僧侶を再生産する仕組みをなしている。現在、多くの寺院が世襲により後継者が選定されている。平成一二年の総合調査によると、教師の出身は寺族一八三七人、在家四一人、不明三二人となっている。世襲というと、特定郵便

局、能や狂言などの伝統芸能、議員や医師等が挙げられる。寺院も結果的にその一つとなっており、その効果として寺院の安定経営に一役買っている。また、平成一二年の総合調査において、後継者がいない寺院がその理由として挙げているものうち、「子供がいない」が最多である。今から一〇年ほど前、宗派内には「法縁ネットワーク」と称するものがあつた。いわゆるお見合いパーティを実施する会である。しかし、現在は存在しない（と思われる）。

近代における僧侶の妻に対する名称ははっきりとしないが、梵妻、御大黒様や御庫裡様と呼ばれていたようである。ただし、論文の上では煩妻、肉妻、蓄妻、妾と表記されている場合もある。また、近代以前から妻帯が一般的であつた浄土真宗では坊守や御裏方と呼んでいた。現在は寺庭婦人と呼ばれるが、そのようなことではど
うも戦後のことである。

この論文では、近代において刊行された『明教新誌』⁽²⁾、『密嚴教報』⁽³⁾、『智嶺新報』⁽⁴⁾、『智山派宗報』⁽⁵⁾、『眞言宗報』を用いながら、特に近代の仏教界における僧侶の妻帯についての記事や論文を紹介しながら、眞言宗智山派がどのようにして、女性を受け入れたのか紹介したい。

なお、右記の『密嚴教報』以下の雑誌について、執筆者を匿名とする。同様に個人を特定することが可能なものも伏せ字とする。いまだにこの時代の評価が完全に固まっているとは言えず、個人個人に対してその評価を付けるに至るまで、過去の先徳として処理することが難しいと考え、発言をなした諸先徳の子孫や法類に対して配慮しようと考えた。近代の混乱した時期に今日へと続く眞言宗智山派の礎を築いた諸先徳をたたえる。さらに、現在は差別的な表現とされ、文章上から姿を消した用語が、当時の雑誌のなかに多々存在する。筆者が要約している部分であっても、社会の情勢や環境を表すために出来る限り表記するが、特に見苦しいものについては伏せ

字とする。通常用いる際に細心の注意を払わなければならない用語が、文中に存在していることを、ご了承願う。

一、僧侶の品行が露呈した時期（明治初年から明治十一年）

明治五年の太政官布告第一三三三号に僧侶が肉を食べたり、妻帯し、髪を伸ばしても、また法要の時以外は一般の服を着ても構わない、という告示があつた。

「僧侶肉食妻帯蓄髮並二法用ノ外ハ一般ノ服着用随意タラシム」（明治五年太政官布告第一三三三号）

明治八年『明教新誌』一九三号の雑報に当時の状況が記されている。これは現在の岡山県にあたる北条県にて僧侶の（猫）肉食妻帯が流行している話が報告されている。また、本妻が比丘尼で妾が俗人の僧侶さえもいる、とのことである。明治九年『明教新誌』二六〇号の論説では、これからは僧侶も一般の人民として生きるべきであり、僧侶という職業に従事しながら、一般の国民として法を遵守しなければならぬ、と説いている。明治一〇年『明教新誌』五二六号では、上州の曹源寺方丈が糟糠の妻がいながら新たに妻を設け愛したために生じた紛争を報じている。

明治五年の太政官布告により、僧侶に戒律からの解放が政府から与えられ、このような行為に陥つたと読めるかもしれないが、明治三〇年過ぎの『明教新誌』、『密嚴教報』、『智嶺新報』における妻帯是非に関する論争のなかで、近代以前の近世から真宗以外の多くの寺院においても、僧侶に妻や妾がいたり、妻や妾でなくとも女性がいたという複数の記載がある。しかし、真摯に仏道修行に励み、妻や妾を設けない清僧がいなかったわけではな

い。妻帯について限って言うとは、明治の近代化に伴って、裏の情報だったものが、全国新聞が発刊され、そのなかで様々な意見が掲載され、露呈してしまった事柄であるともいえる。しかしながら、近世寺院における女性や僧侶の妻帯についての資料が乏しいため、なかなか伺い知ることができない。仮に資料があつたとしても僧侶が破戒行為の一つとなりかねないマイナス面を話すだろうか。寺院関係者や僧侶以外の人物が外部から客観的に見た資料が見つかることを望む。この時期は僧侶の肉食、妻帯、服装、飲酒などの品行が社会に露呈した時期である。

また、この時期に浄土宗の大寺院で働いていた福田行誠氏らが戒律復興を唱え、活動していたとされる。しかし、大寺院発行である『明教新誌』には全く触れられていない。次の肉食妻帯から始まる建言は年代不詳ではあるが、「僧風釐整の建言」が出される明治一〇年までに提出されたと伝えられる建言である。

「肉食妻帯蓄髮勝手次第」

右御布告の趣恭承仕り驚駭に堪えず、謹て言上仕候、・・・以下省略

總覺教頭 福田行誠

（望月信道『行誠上人全集』平文社、昭和一七年、四五一頁～四五四頁）

さらに、明治一〇年九月に福田行誠氏は各宗管長連署の建言書を内務省に提出している。

「僧風釐整の建言（明治十年九月）」

明治五年四月肉食妻帯蓄髮俗服公布有之候以來、放逸無慚の僧徒此を僥倖として無妻の僧徒遽かに閨房を設け、

清淨の道場忽ち瞰肉の屠所と相成、見るに耐へる醜態を顯はし候より、有信の檀越も各歸向を失し、……以下省略

内務省御中

浄土宗 福田行誠

以下各宗管長連署

(望月信道『行誠上人全集』平文社、昭和一七年、四五六頁〜四五七頁)

この建言書によって明治十一年、内務省番外達が公布されることになる。

二、各宗による妻帯禁止と僧侶が隠れて妻帯する時期(明治十一年から明治三〇年代中頃)

(一) 各宗当局の動向

明治十一年に至るまで福田行誠氏が行っていた戒律復興運動に関して、『明教新誌』において全く報告がなく、僧侶が妻帯することについて不可を唱える記事はほとんど見受けられない。ところが、明治十一年に内務省が番外達を出したところ、各宗派が戒律遵守に動いた。

「同省(内務省) 舊外達(佛道各宗管長) 一二年二月二日

明治五年(四月) 第三百三十三號僧侶肉食妻帯等勝手たるべき公布は従前右等の所業を禁止せし國法を廢せられ候旨に止り決して宗規に關係のなき譯に候條此旨心得の爲め相達候事」(『明教新誌』五八九号)

このように、内務省番外達は肉食妻帯について、従来禁止してきた国法を廃止しただけであって、宗規に關係がないことを示している。その内務省番外達を受けて、真言宗は旧修験を除いて妻帯を禁止し、誤認してしまつた者は反省し、仏祖の清規を實踐せよ、という達書を出した。

〔戊寅第二號達書（各府縣宗内教導取締中） 二月八日〕

宗徒を沙汰して清雜二衆の制限を相立候旨去る明治九年三月本院番外を以て相達候處 該規を誤認し従前清衆の寺に住するものも甘んじて雜衆に編入候者も之ある哉に相聞へ以外の所爲に付同年五月番外を以て該事論達に及び候より漸次悔悟の者之あり今に於ては誤解の者決して之なき筈に候得共本年二月内務省番外御達の次第も之あり旁彌以て舊修験を除くの外総て清衆の法規を確守すべきは固より是迄誤謬犯戒候者も更に反省懺悔するにおいては一般の清衆たるを得べしと雖ども今後犯規の者之あるに於ては屹度其沙汰に及ふべく候條此旨深く注意し佛祖の清規を實踐各自本分の義務を相盡し國恩佛恩に酬答候様宗内僧侶一般へ無遺漏論達請書可爲差出此段及告諭候事」〔『明教新誌』五九二号〕

同様の通達が日蓮宗からも発せられている。

〔日蓮宗録事 達書第五號 明治一二年二月一三日〕

別紙内務省番外達書の通り五年四月第百三十三號僧侶肉食妻帯可爲勝手の公布は啻に國禁を解き候迄にして決して宗規に關係なき儀に候へは深く茲に注意し互ひに相警策し宗規抵觸の者之なき様懇篤説示致すべ

く依て告諭書相添此旨相達候事」(『明教新誌』五九六号)

このように、日蓮宗においても同様、明治五年の公布は国禁を解いただけであり宗規に関係ないので、抵触する者がでないよう、説かなければならないとしている。『明教新誌』六〇〇号から六〇二号にかけての論説には、政府は別に妻帯をせよと命令し僧侶に強要したわけではないので、僧侶は戒律を復興させ仏教を立て直さなければならぬとしている。また『明教新誌』六〇六号には大阪府下の真言宗中教院での活動が掲載されている。

「教導周旋掛等の面々一同出席し部下百余名の僧侶を集め懇懇に宗規の重んずべき所以を説諭せられしかば一同大に前非を悔ひ以來謹んで宗規を實踐すべしとの請印をなし堅く盟約を取結びたるよし確報ありし」(『明教新誌』六〇六号)

その二年後の明治一三年に、真言宗は具体的な項目として寺院における女人の宿泊禁止を打ち出した。

「真言宗録事 庚辰第七號 宗内各本山及管理元取締中

寺院に於て女人止宿等断然停止之旨別紙の通御指令相成候條自今該旨趣屹度相守るべく此段相達候事

明治十三年四月十一日 真言宗管長權中教正三條西乘禪」(『明教新誌』九六六号)

さらに二年後の明治一五年一三一六号には知恩院の録事が掲載されている。浄土宗においてもまた妻帯が禁止

され、心得ある者は改悟せよ、というものであり、これは五九二号の真言宗や五九六号の日蓮宗のものと同様である。

「知恩院録事 壬午第十一號 末派僧侶中

本月十五日より懲罰例實施に付別紙御告諭の趣き厚く相心得へく候素より蓄髮肉妻等は緇門の制誠に候處方今流弊往々宗侶の本分を失却し或は汚職の嗤笑を招き甚敷に至りては自他の紛紜を醸生し終に法衛を煩す者之ある趣甚以て相濟ざる●に付既往は論せず自今堅く制禁候條右等心得違ひの者は速かに改悟致すべく此段副達候事

明治十五年四月一日 総本山事務所（●は欠字）（『明教新誌』一三二六号）

明治一年の内務省番外達、真言宗・日蓮宗による通達、一三年の真言宗寺院における女人宿泊禁止、一五年の浄土宗による妻帯禁止を打ち出したことにより、妻帯していた僧侶が表だって妻帯することができなくなった。寺院から妻や子供を追いだして、戒律を守り、それにより檀信徒の信頼を回復しようとしたものであったが、結果的に僧侶は隠れて妻をかかえ、または妾として養うことになってしまった。その後も、明治三〇年代まで各宗派当局から妻帯禁止に関する通達が出続ける。

明治二六年に天台宗は録事として、明治一年の真言宗・日蓮宗の通達と同様のものを発する。

「天台宗癸巳訓諭第壹號 各府縣宗務所

維新の際僧侶瞰肉蓄妻の禁を解かれたるは従來の國禁を廢せられたる者にして決して佛制の律儀を解きたる筋に無之既に公布も有之候間依然宗規の赦さざるは勿論に候處一朝の誤解より今以て教家の神聖を懸念せず其業爲に於ける世間在俗と異ならざる者も有之やに相聞へ右は貴重の信嚮を失し寺門の廢頽を招く基因に有之候條各今後宜反省謹誠を加へ其僧家たるの本分業爲を全ふし已類の道德を恢復するの精意を竭すべし

右訓諭す

明治二六年一月廿日 天台宗務廳「〔明教新誌〕三一八八号」

明治三〇年『明教新誌』三九五六号雜報に「眞言宗に於ける妻帯解禁」がある。これは投書であり、この時代の社会に広まっているうわさである。

「佛教も末になりけり弘法が身を捨てて弘めし眞言宗も今其妻帯を許さんとするに至りしと・・・表面のみ清僧を装へども裏面は俗の俗なる腐敗僧侶を以てみたされ・・・斯の如き宗教ならば自滅するも亦た惜しからず若し眞ならば世人眞言宗の信徒となる勿れ」〔明教新誌〕三九五六号

なぜこのようなことになってしまったのかというと、『傳燈』一四四号によると、明治一三年に女人の宿泊を禁止し、さらに明治一九年成立の宗制に盛り込まれながらも、明治二九年一月の宗会にて削除された条文があるからである。その条文は次の通りである。

「俗服を着用し蓄髪を為し、又は寺門に葷肉を入れ、若くは女人を寄宿せしむる者は、懺悔清行に處す」

〔傳燈〕一四四号、明治三〇年六月二八日)

そして、このうわさに対する訓諭が次の通りである。

〔眞言宗録事 訓諭 宗内一般

抑本宗立教開宗の本意は如來の金言祖師の教誡に明晰なり隨かつて宗制法規亦之れに準して其行爲を懲誡し新宗典附帶の法規第八號懲誡條例第六條第一項第八條第一項に瞭かに之を規程せり依ては右等に關し世に如何なる妄説を流布するも宗制上に何等の影響をも來さざるは勿論に候然るに近來新聞誌等に本宗には敵蕃妻を公許せり杯と喋々し大に世人の視聽を惑はす之れ併しなから僧風の釐正僧儀の完然致さざるに職由す誠に慚愧に堪えず候條自今一層各自に反省し堅く佛祖の教誡を守り僧風を匡正すべし

右訓諭候也

明治三十年七月十二日

眞言宗長者大僧正鼎龍暁」〔明教新誌〕三九七二号)

〔懲誡條例第二章第八條一項 宗意及祖師の遺訓に背き意義を唱ふる者は一宗擯斥に處する・・・〕

〔傳燈〕一四四号)

明治三〇年になって、真言宗がこのような訓諭を発するということは、依然として僧侶が妻帯し、またはそれに近い状態を維持し続けていたからに違いない。懲罰事項から「女人宿泊」という具体的な事項が削除され、「宗意及祖師の遺訓に背き」という抽象的な概念に変化したため、再び妻帯が許可されたと誤認する者が出ていたのであろう。

(二) 『明教新誌』における妻帯の可否論争

① 妻帯否定論優勢期（明治一一年から一五年）

『明教新誌』は大教院廃止に伴い、宗派に影響されない雑誌となり、宗派当局の意見に左右されることなく、自由に主張が掲載されている。妻帯の可否論争については、明治一四年と三二年の二回起きている。前者は否定論優位で後者は肯定論優位である。前者と後者との間は一八年であるが、その間に否定から肯定へと変化したのである。妻帯が認められない為の弊害がじりじりと露出したためであろう。『明教新誌』を読む際に特に注意することに「寄書」の読み方がある。「寄書」はその論に対して、明教社や所属記者が内容について真実であるかどうか保証しない、としているからである。

明治一四年の一七七号に曹洞宗専門自費校生徒である林眞龍氏が投書している。そのなかで、密かに婦女を畜養している僧侶が多くいるので、その現状を認め、将来は妻帯を公認するべきであると主張した。

この投書がきっかけとなって、妻帯に関する議論が始まる。一一七九号の寄書、一一八〇号の田村某氏、一一八一号の猪俣氏、一一八七号の木々居士氏、一二〇四号の黙童氏がそうである。これらの反論はすべて仏教の戒律の上から妻帯は認められないというもので、一一七七号の林氏の見解が間違っていると主張している。また、

一一九二号の相國寺大教正荻野獨園氏と一二二八号の寄書は、明治五年の太政官布告の読み方を示した明治一年の内務省番外達を用い、あの布告は僧侶に妻がいても国が処罰しないというだけで、仏法の上でのことではないとし、戒律遵守を唱えている。また、賛成論者が一名のみ存在する。一一八三号の徳狂子隆氏である。僧侶が妻帯すればこそ、妻帯する衆生を救うことができるとしている。しかし、この論は無視され反論すらでない。反論している者はすべて一一七七号の林氏への直接批判である。

明治一五年一二九八号に福沢論吉氏の「僧侶論」が掲載され、妻帯問題だけでなく僧侶全体が乱れていると、論じている。

「内國固有の宗教は佛法なり佛法をもつて○○教（キリスト教のこと）を防ぐべしとは我輩の持論にして此の一事に就て頼む所は唯佛法のみなる爰に我輩をして大に失望せしめんとするものあり他にあらざる今の僧侶全体の風俗これなり」（『明教新誌』一二九八号）

そして自身が信奉するのは今の僧侶ではなく仏法であるとしている。

この後、僧侶の肉食禁止論や服装を如法にする論、例えば明治二四年二八三八号の真言宗録事で、本山へは一般大衆が身につけるような服ではなく法衣で来るようになど、戒律を遵守すべきであるという論はたびたび掲載される。しかし、しばらくの間、妻帯を禁止する論で戒律復興させ、興廢した寺院や僧侶を立て直そうと主張するものがない。戒律論に関係ある事項として、僧侶が兵役免除にならないこと、僧侶に被選挙権がなく、還俗議員が出現したこと、国家による托鉢の禁止と再解禁などがあり、議論がさかんなされた。

②妻帯否定論から肯定論への移行期（明治二三年以降）

明治二三年二六九一号の雑報には「僧侶改進黨約」が掲載されている。群馬県の僧侶が「僧侶改進黨約」を作つて有志を集めようとしている、というものである。その規約のなかに、

「第三條 明治五年四月廿一日太政官布告に基づき肉食妻帯公然と成すものとす

第四條 婚姻は公然と式場を庫裡とし檀中信徒世話人等を聘し行ふものとす」（『明教新誌』二六九一号）

という項目があり、妻帯を公許し、寺院の庫裡にて檀信徒を招き婚姻すべきとした。

明治二三年二八二三号から二八四四号に岡田自鳴子氏の「徒弟養成は何を以て策の得たるものとする乎」がある。この時代になると、徒弟の供給が少なく、徒弟の養成が非常に困難になっていることを訴えている。少年囚人が寺門に入り徒弟となっている例を挙げながら、社会の秩序ある家庭の子を徒弟としなければならぬことを考えると、僧侶に妻帯を許可し、僧侶の実子でもって徒弟とし、教育すべきだとしている。

「今時の僧侶は舊時の僧侶に異なり師は外に出て常に布教と實益を圖り資は幼年より就學せしめ内外學校を及第せしむ今時なり」（『明教新誌』二八二三号）

最後に、「戒律は法律なり法律は時勢に従つて改めざるべからず」とまとめている。

明治二四年二九〇九号には真言宗檀徒の菅澤重郎氏が、各宗諸大徳に相談したいことがあると、寄書にて投書

している。年々寺院の財政状況が悪化するなか、僧侶は教化活動をせず、寺院が年々減少し、その結果として檀信徒は離散しつつある状況に陥っている。そこで提案がある。住職は檀家のあらゆる面に対して教化することができるように、試験を導入する。また法要においては法要服をかならず着用する。それ以外は通常の人の礼服を常時着用させることを義務づける。妻帯に関して、

「一寺住職若しくは非住職なるも相當の資産ある者に非らざれば妻帯を許さざる事」

（『明教新誌』二一九〇九号）

とし、これらを宗制に入れなければ日本民族が無宗教となり、仏教信者の種因が消滅してしまふと論じている。

明治二四年二九三〇号から二九三七号の論説には「法統傳持の大本」が掲載されている。これも、寺院の外からの徒弟養成が難しくなってきた現状を考えたゆえの、妻帯肯定論である。

「相傳持續の方案を今日に講ぜずんば、他日如何が法統の隆盛を見ることあらん、法統の命脈をして將來永く相傳持續せしむるの方案果たして如何、彼の世間に於て血統を相續するの要素は、妻妾を迎へて子孫を養成するにありとす、我が出世間に於て法統を傳持するの大本は、子弟を養ふて法孫を繁榮ならしむるにありとす、」（『明教新誌』二九三〇号）

明治二五年三二二六号には釋仙嚴氏の「真正の出家たらんとを望む」がある。氏は妻帯に対して反対を唱えて

いる。妻帯反対を唱える者は『明教新誌』においては一年ぶりとなる。氏は僧侶に肉食妻帯を許可するのならば、「社会の大勢に適合」するであろう。しかし、その許可をもって「仏戒に違背していないと公言」するのならば、「後進の子弟を悪路邪道に誘導」するであろう、として反対を唱えている。

明治二五年三二三五号には西海競一郎氏が「肉食妻帯非難論者に問ふ」と寄書に投書している。これは三二二六号の釋氏を受けた論である。そして氏に対して疑問を投げかけている。その問いの一つが妻帯についてである。

「禁淫斷肉は佛教の本性佛陀の本懐とせば既に現持の僧侶は皆之を犯す果して然らば佛教の教旨と佛陀の教勅とは之を支配し得るの力と徳とを失ふものと云はざるを得ず果たして然るや否」

（『明教新誌』三二二五号）

明治二五年三二三九号と三二四〇号の寄書にて、釋仙嚴氏が三二三五号での西海氏の問いに答えている。そのなかで僧侶が肉食妻帯するのは佛祖の教法を誤解していると、論じている。

「今時真正の佛法と稱すべきもの或一部分に聊か存在するのみ佛祖の鴻恩を報ぜん」と欲するもの身命を抛て
正法興隆に力を盡すべきなり」（『明教新誌』三二四〇号）

明治二五年三二三四号から三二四七号までの説林で高田見氏が「僧侶の身に於ける妻帯肉食の問題」を論じている。ここで、僧侶が妻帯しないことは仏教の規則として釈尊以来からあるが、未だに是認論者が主張する有妻

理する方法も知らない。なので、妻帯を公許すれば婦人社会の標準的な者を妻にすることができるといふ論である。

明治三二年四二五八号の社説には「梵妻を論ず」というのがある。僧侶の妻帯に関して、公許も厳禁もしないのは仏教において害となる。梵妻の多くは「〇〇〇〇〇〇〇〇」（四二二二号の伏せ字部分と同じ趣旨）ではないが、「門番の娘」ぐらいである。その資質は公然妻帯を許容する真宗の御裏方や坊守には比べものにならないとし、

「今日の各宗は表面に於て妻帯を禁じ、裏面に於て之を黙許せるの状態なるが故に良家の處女は寺院に嫁すること好まず、教育あるものは自ら梵妻たることを甘んぜず、．．．されば僧侶に妻帯を公許して公然良家の處女と結婚を擧げしめ、以て梵妻の品位を高くするは教化の上に於て最も必要なることなりとす、」（『明教新誌』四二五八号）

と論じて、さらに寺院の後継者となりうる実子の教育上、公許が必要であるとしている。

明治三二年四三〇三号の赤城無一氏の「梵妻論に就て」があり、この論が火付け役となって妻帯是非論が盛んに議論される。氏は僧侶の妻帯厳禁論者である。

「公許は宗法に背き佛制に違ふ者とせば、斷乎として嚴禁せずむはあらざるなり、」

「破戒無慚の墮落僧の多きは末世の弊風なり」

「各宗夫々密察使を派遣して犯者を審査し、行跡を取り調べ、以て宗制を勵行す可きものとす」

〔明教新誌〕四三〇三号）

このように、世の中には非俗非僧の破戒僧で充満しているが、宗制をまもり、僧風の改善をはかるう、というものである。

明治三二年四三〇八号に赤城氏に反対する論を渡邊六尺氏が「赤城無一氏の梵妻論に就て」にて行っている。まず「退歩主義即太古主義無爲の風を夢みるものの如し」とし、人間には雄雌があり、「梵妻携帯を嚴禁せば、即人間としての性を曲くる」としている。そしてどのようにすれば、僧侶が墮落したと見られずに社会に通用する妻帯公許の規則になるのかというと、

「一、寺院住職は一定の學校を卒業せざれば住職たる事を許さざると同事に妻帯も亦許さざるべし

二、妻たるものは必ず一定の學校を卒業するか若しくは倫理道德の觀念に豊富なる女子を撰び残物を以てせざる事

三、相當の媒介者なくして自由結婚を許すべからざる事

四、〇〇〇〇〇〇〇〇（四二五八号社説と同じ趣旨）等の無教育定見の女子をめとるべからざる事

五、勇奮猛省以て住職の布教興學を補助する精神あるものにあらざれば結婚すべからず」

〔明教新誌〕四三〇八号）

以上のような提案をした。そして、梵妻に佛教倫理を備えさせれば、将来必ず布教興学につながるであろう、と
している。

明治三二年四三一一号に赤城氏による四三〇八号の渡辺氏に対する反論「梵妻公許者に告ぐ」がある。その中
で、「破戒を好み以て活發と思ひ、時勢に随順し以て進取主義と妄想す」と批判している。

明治三二年四三一一号に鹿間龍山氏の「梵妻論に就て」がある。妻帯の肯定派である。もし妻帯を厳禁したの
なら陰で宗制を犯し、よけいに墮落したと社会から見られる。現在の僧侶が墮落したと見られるのは公許が無い
ためである。さらに「無教育無才能の婦女子を以て妻となし或いは住職其者が愛欲の奴隸となりて自らの身心を
墮落し其結果檀信徒の不信仰を招く」のであり、「佛教擴張上其愛欲に溺るる無く爲法にするの僧侶は可」であ
るとしている。

明治三二年四三一五号に宮坂素玄氏の「佛教中の舊思想を排す」がある。氏は肯定派で、

「常識なき小理想家ほど可憐なるは現下社會のことに疎き舊思想家ほど厄介なるはなし吾黨の老僧諸氏及び
老成的青年佛教徒諸士を遇する常に斯の如き思ひなくむばあらず」(『明教新誌』四三一五号)

と論じ、僧侶の妻帯は将来の大問題となるであろうが、いずれの論も鮮明にしなければならぬとしている。

明治三二年四三二二号に荻洲迂人氏の「妻帯小言」がある。妻帯の実例は九分九厘までいたっている。公
許あるなしに拘わらず黙許したに等しい。そして、本山住職候補者になる寺格の寺院のみ禁じて他は許すべきだ
とした。僧侶を「清僧」と「凡僧」とに分け、出世したければ清僧となればよいという論であり、妻帯して世襲

制度を実施するならば真宗の布教伝道のように利が多いただろうとした。

明治三二年四三二二号に赤城氏の「僧侶の妻帯は不可なる所以を論ず」があり、妻帯不可の理由を述べている。出家というのは欲を断つて愛を去るものであり、「戒律を無視して僧侶に肉妻を許せば、如何ぞ佛法の壽命を相續することを多む」として戒律を守り精進すべしとした。また妻子を養うには費用がかかるという害を指摘している。

明治三二年四三二七号に渡邊六尺氏の「世の梵妻嚴禁論者に示す」がある。内容は四三〇八号の赤城氏へ批判の続きである。特にここでは、社会の時勢を読まなくてはならない、としている。つまり、僧侶は社会の一員であつて、出家したとしても社会以外の場所に行くわけでない。妻帯問題は「佛教に於ける赤痢病」である。「僧侶の妻帯をして完全なる法網の下に立たしめ」として「夫婦相携」て布教に当たるべしとした。

明治三二年四三二八号に荻洲迂人氏の「空論を排す」がある。赤城氏の要旨は「佛法の壽命は戒法にあり、僧徒の妻帯は、則戒法に反背して佛法の生命を破毀するもの、現今佛教の思はしく振興せざる、一に之に因る、」としているが、「現在帯妻の成行を觀よ」といつている。仏制に準じて宗法を守ろうとしたら、「一僧も残らず還俗せざる可らず」となつてしまつたらうと危惧している。

明治三二年四三二二号に赤城氏の「世の梵妻公許者に告ぐ」がある。渡邊、荻洲氏に対しての反論である。「佛戒は何故に必要なるか僧侶何故に守らざるべからざるか深く考究せずんばあるべからざる也」とし、妻帯論者は後日誤りに気が付き後悔するだらう、とまとめている。

明治三二年四三三四号に渡邊六尺氏の「酒と梵妻」がある。どうして檀徒の不評をかってしまふのかというと、「梵妻は〇〇の依願免官者、〇〇の廢物利用、〇〇の餘り物」であるから。〇〇が比較的多いのは酒にかかわる

からであり、僧侶の飲酒による弊害を論じている。

この後、明治三四年の廃刊まで妻帯肯定者の論が多数あり、これらは肯定の立場から論じている。その所在場所を紹介しておく。

四三三五号、寄書、荻洲迂人氏「反響」

四三三八号、吉村雄鳳、「荻洲迂人氏「反響」に就て」

四三四二号、寄書、岳南隠士「僧侶妻帯可否に就て」

四三四三号・四三四四号、寄書、黒竹孤竹「血涙を吞んで再び妻帯問題の愚見を述ぶ」

四三四七号、宮坂大眉氏「妻帯否定論を排す」

四三四八号・四三四九号、渡邊六尺氏「赤城無一氏に致す」

四三五一号、吉村雄鳳「関の聲」

四三五八号、筆のままに

四三六三号、黒竹孤竹「再び血涙を吞んで再び妻帯問題の愚見を述ぶ」

しかし、唯一明治三二年四三五八号にA氏（ペンネームによる投稿だが当時、本人を容易く特定できたと思われる）。A氏はペンネームと本名とを使い分けている）の「妻帯の可否」があり、以下はその全文である。

「甲論乙駁未だ何れが可否を決せずこの頃四明餘霞上替否の投票を募集して以て何れが多い何れか少いを試

みんとす一奇案なりと雖事遂に奇案に止まつて終らん而耳須らく僧侶の本分を守て俗流に化せらるる勿れ」(『明教新誌』四三五八号)

A氏は後に智山派管長になる人物で『密嚴教報』や『智嶺新報』にも数多く投稿している。「僧侶の本分を守て俗流に化せらるる勿れ」とあるように、当時の時代に流されてしまうだけの肯定派に対して、僧侶はどうあるべきかと戒めている。

明治三〇年以降になると宗派が妻帯を禁止し、逆に僧侶が隠れて妻帯していたという現状に対して、弊害が生じている。『明教新誌』では社会において僧侶の妻帯がどのように見られていたのか、伺がい知ることができない。僧侶の風俗が乱れていると社会の人々が感じるのには、仏法や宗派で禁止していたにもかかわらず、現実妻帯していることに対する批判なのか、女性が社会の一員として活躍しようとしつつある時代に、裏の存在としていることなのか分からない。民法が施行され、家族の持つ機能が重視される世の中となりつつある。在家から徒弟として寺院が預かり、一人前の僧侶となるよう養成することが、難しくなっていたことなどが、ここからは伺える。宗派による禁止から既に二〇年が過ぎようとしている。僧侶は表だって妻帯せず隠し、この影に隠れることによる僧侶の妻全体の資質低下が問題となっていた。僧侶の妻の資質低下は実子の資質低下をもたらず。紹介はできなかつたが、明治二〇年頃から真宗が令女会や婦人会等を各地で立ち上げ、その教育に励み、婦人の資質向上に効果をあげていた。

また、『明教新誌』において仏教の戒律の上から妻帯を反対する者は、対社会についての考察があまりなされない。僧侶が出家しているとはいえども、社会から隔絶された世界で生きていくことは、明治の近代化政策によ

り難しくなっていたと思われる。明治三〇年に真言宗において、妻帯を禁止する旨の達が再度出ているにもかかわらず、宗派にとらわれない『明教新誌』では、現状肯定をする論が大多数を占めている。どのような妻帯制度になれば社会一般で受け入れられる制度になりうるのか模索している。ただし、妻帯肯定公許論者は、妻帯を戒律の上でどうとらえれば良いのか、ということは考えていない。

(三) 真言宗智山派における妻帯可否論争

① 『密嚴教報』

『密嚴教報』は明治二二年から三三年廃刊までの期間における新義派、つまり智積院と長谷寺末の寺院関係の記事が掲載されている。新義派の管理下に置かれた雑誌であり、『明教新誌』のように完全に好き勝手な発言が許されるものではないが、宗派の意見と異なっても掲載され盛んに議論している。

『密嚴教報』では妻帯や戒律遵守にかかわる意見や論が、明治二三年から二四年にかけてと、明治三〇年の二回存在する。後者の明治三〇年のものは、宗会で妻帯が公許されたという間違ったうわさが流れたことに対して、戒律を遵守せよ、というものである。なお、僧侶が妻帯していたことや、女人を宿泊させていたことによつて、懲戒処分を受けたという記事はない。『密嚴教報』中、懲戒処分を受けた者が数名いたことが記載されている。しかし、その大部分について懲戒理由が付されていない。付されている場合は窃盗や失火である。

明治二三年七号・八号にB氏（本名にて投稿）の「僧侶世襲論」がある。妻帯について触れていないが、住職の実子でもつてその後継者とすべきである、という論である。実子による相続がなされた場合の利益として、

「一には僧侶の氣風奮ふ 二には檀徒稼く 三には經濟上の徳あり 四には交際上の益あり 五には僧侶不絶 六には僧侶品正の益あり 七には寺院永續の益あり 八には人權を高くする益あり」

〔密嚴教報〕七号)

があり、「制は時に随て變ず佛祖の遺誡又時に變動なきならず」とした。

明治二三年二二号にC氏（ペンネームにて投稿）の「還俗とは何ぞ」がある。これは老人と青年との対立であり、氏は中立派である。つまり、多くの僧侶が還俗している状態にあるが、その還俗には二種あるとしている。「形式的な還俗」と「精神的な還俗」とである。形式的な還俗とは「僧侶にして長髮にし世門装にし瞰肉し蓄妻す」者をさす。精神的な還俗とは形式的な還俗でない僧侶であつても、「精神は茫乎として護法の念を離れ閑爾として愛國の情を失はば」精神的な還俗をしたことにあたる。青年僧侶は前者の還俗をなした者が多いが、活発に演説説教をしている。老年僧侶は後者が多いが、「貯金の術を學び風流の伎を究むるのに奔走」している。「教法上に盡す功績」はどちらであろうか、としている。

明治二三年二三号にA氏（ここでは本名にて投稿）の「僧侶は僧侶たるべし」がある。これは妻帯に限らないが、時代に押し流され、僧侶であることを忘れて行動をする青年僧侶への戒めである。

「青年僧侶乃ち學生諸氏は日本佛教第二の候補者なり相續者なり・・・品行を清肅にして道德を脩めよと云ふも別に食いたも者を食ふな、欲しいものを止めといふ様な窮窟なることを勸むるにあらず通常あたりまへのごことをせよといふのみ」〔密嚴教報〕二三号)

明治二三年二五号にD氏（ペンネーム）の「秋夜窃かに僧侶の前途を想ふ」がある。仏教を護持していくために、俗人的僧侶がこれからの僧侶のあり方であり、内には「世人と左程差異なき僧侶」、外には〇〇教（キリス卜教のこと）の「宣教師の如き人物」が求められるとしている。ただし、「説の可否真偽は記者其の責に任せず」とあり、論そのものが疑われている。

明治二四年三八・四〇号にE氏（ペンネーム）の「僧侶善後策」がある。ここでは僧侶のあるべき姿を論じている。「僧侶の良不良は以て佛教の興廢に關し、佛教の盛衰は、則ち僧侶の運動何如に係わるものなり」とし、「僧侶の世人に輕蔑せらるる事實は、人皆な之をしらん」と批判している。そして、僧侶は世間の学門を修め、かつ世人と交わる必要がある。そして自分たちの意見を世の中に注がなければならぬとしている。

明治二四年四〇号にF氏（本名）の「僧侶は何を文明として世に羨望せらる可き耶」がある。戒律を復興して僧侶としての文明を世間に広げなければならぬ、とした。

「文明として世間に羨望せらるるべき特色の行爲なくんはあるへからず、其特色の行爲とは何ぞ耶、如來所制の禁戒是なり、此の如き如來の禁戒を遵奉し、忍び難きを能く忍び、行ひ難きを能く行ひ、世間人士の標準たる特色の行爲をなして始めて僧侶の文明として以て世間に羨望崇信せらるることを得べきなり」

〔密嚴教報〕四〇号）

明治三〇年までしばらく議論がなかったが、この年に真言宗から再度訓論が出されている。それに対応するものと思われる論が、明治三〇年一八八号・一九〇号のG氏（ペンネーム）による投稿だが当時、本人を容易く特定

できた)の「嚼氷餘録」である。そのなかで、

「瞰肉蓄妻何れの點に於て沒倫理的なる歟佛陀は如何んが之を禁せしぞ、先師の遺訓それ果たして如何、又た或は之を是とし、之を贊するの儕輩、何か故に這般の禁を放下し去らんとするぞ、」

(『密嚴教報』一八八号)

と述べ、真言宗において僧侶が妻帯することに関して「萬人の認め」る論拠が、肯定論や否定論にも存在しないことを指摘し、この状態を放任(「放下」)するならば、「真言宗の自殺眞宗化」と警告を發している。

『明教新誌』においては妻帯是認という動きが出てくるが、『密嚴教報』發刊から明治二四年までの間において、直接妻帯にふれないで、寺院世襲や還俗の話題が出てくる。また、妻帯に限らず戒律をしっかりと守ることが、僧侶として社会に認められることである、という論もある。さらに、明治三〇年のG氏の論は世間で真言宗が妻帯を公許したという噂が流れたことに対応するものとして、どうして妻帯が禁止されるのか、という論で展開してこの状態を放置していることが、まさに問題となつていゝことを指摘している。

② 『智嶺新報』

明治三十三年に起きた真言宗各派分離後の明治三十四年三月二二日より、『智嶺新報』は發刊される。『明教新誌』においては明治三十二年に妻帯の可否が論じられ、妻帯肯定が優位となつていた。智山派においては二年遅れの明治三四年に論争が起きる。それは四号にてA氏(ここではペンネーム)が「肉食妻帯出處……妻帯は經論中絶

無なり」と説いた。六号に浄土宗が宗会にて妻帯を公認したという決議がなされたという誤伝が流れている、という記事もある。

問題を提起したのは七号のH氏（ペンネーム）の「僧侶を僧侶たらしめ宗教の隆盛を望まば妻帯を厳禁すへし」である。氏は各宗派が現在不振なのは僧侶に学門が少なく、檀信徒を教化する能力がないためである。そこで、妻帯を禁止し、定期的に試験を実施し、その都度その学力に応じた寺院の住職になるような僧侶の流動化をすれば、僧侶が益々勉強するようになり、社会からの信用を得ることができるとしている。この僧侶の流動化に妻や子は妨げとなる。

この論に対応したものが四論ある。内訳は反対三論、有害なら禁止・有利なら許容という論（九号）一論である。まず八号のI氏（本名）の「僧侶の妻帯厳禁論を読む」がある。「妻帯厳禁主義であるが、其れは人間と云ふことを、知らぬからでありて、人間としては、無理な注文で甚だ酷ひ言ひ分である」、「社會急劇の進歩と共に、僧侶も進歩あればなり」と述べて、現状では妻帯やむなしとしている。一〇号には同じくI氏（本名）の「再びH君の考慮を促す」がある。まとめると、江戸時代は戒律よりも政令にて妻帯を禁止したため、僧侶は公然妻帯することが出来なかった。そのため、親類の者、洗濯に雇った者と言って逃れていた。昔からこの状態が続いてきたので、今の僧侶だけが破戒者でない。僧侶であっても人間であり、情愛から脱することはできない。最近、徒弟は寺院の半分にも満たない。また、学林において妻帯僧侶の徒弟が多くなっている、ということ指摘している。さらに、一〇号にJ氏（ペンネーム）の「H兄に答ふ」がある。これは妻帯禁止を実施し実践することが困難であり、仮にそうしたとしても寺院が豊かになることはない、と反論した。

明治三五年の一〇号にK氏（ペンネーム）の「僧侶妻帯論に就て」がある。氏はその中で七号から一〇号まで

妻帯が討議されているけれども、さらに一層の討議を求めると呼びかけた。それに応じたと思われるのが一三号と一五号である。

一三号にA氏（ペンネーム）の「妻帯新論」がある。氏はどちらに賛成か反対かは述べずに展開している。つまり、解禁論者は利害のことで論を展開しているが、真の利害研究がなされていない。仏教には出家宗と居士宗（真宗と修験宗）がある。妻帯論者は出家宗を出て居士宗に移り、仏教を伝道すれば非難されることはないとしている。

一五号にL氏（ペンネーム）の「寺院世襲論」がある。妻帯は憲法の上で信仰の自由があり、「國法上より僧侶妻帯公許すべき」である。妻帯が禁止であれば、僧侶の子は私生児となってしまう、宗制上で禁止されても、欲情を自ら制することはできないので、「民法上より僧侶妻帯公許すべき」である。仏教の教理の上ではあきらかに認められるものなのに、宗制で禁止されているだけである。そのため妻を陰にしないといけないので、「檀信徒信仰上より僧侶妻帯公許」である。寺の大黒様は米俵で退去を命じることはできるが、僧侶の子を育てるために、寺の金を使わざるをえないので、「寺院財産保護上より僧侶妻帯公許」である。以上の理由から妻帯公許を求めている。仏教の教理上認められるとL氏はしているのだが、仏教のどこの部分かそれにあたるのか指摘がない。

一九号の「人心反響」には妻帯の可否論ではなく、羅什は妻子がいながら、寺院の上座であったことを紹介している。

二一号にM氏（ペンネーム）の「妻帯論」がある。今日、妻帯に至っていることは仏祖や宗祖が規定していないことである。なので根本的改良を行い、まず管長が模範を示して妻帯し、新たに妻帯宗の元祖になれば良いと

主張している。

明治三六年二三号にK（ペンネーム）氏の「病餘我観」がある。妻帯論者は事実を、そして非妻帯論者は真理を論拠としている。そのために是非を論じるのは難しい。氏はどちらとも主張してはいるが、両性が相愛することとは自然の法則であり、妻帯は自然であり、非妻帯は不自然であるとしている。

二八号N（ペンネーム）氏の「梵妻論」がある。氏は青年僧侶へのメッセージとして、教育のある女性を妻にすべきであり、そうでない女性を妻にしてはならないと主張している。

三、智山派宗会において妻帯是非論が話され、その事実を認識した時期（明治三〇年代末以降）

明治三六年になると徒弟養成が困難になっている現状を訴えるものが増える。三二号のO氏（本名）の「徒弟教育に對する所感」や三三号本領の「人物養成に就て」である。かつて智山派は他宗と比べても学者が多い宗団であり、相当隆盛していた。しかし、現在住職が住んでいる寺院は既に全体の三分の一、そしてその後継者となりうる徒弟がいる寺院はさらに少ない。これでは宗派の将来は危ういとしている。「人物養成に就て」では徒弟養成は全寺院共同して費用負担する必要を説いている。

三三号の雑報に「P師の奇行に就て」がある。高知県〇〇寺住職P（本名）氏が宗派の将来の為、妻帯論主張の為に、身を犠牲にして辜丸を取り去り、去勢をしたことが記載してある。P氏は大学林卒業、布教練習所の講師を務めた実力者である。「智嶺新報」にP氏の年齢に関する記載がないが、三〇代の僧侶であり、婚姻していたか不明であるが、交際していた女性がいたことが分かっている。その後、賛否両論が新聞紙上で騒がれたとの記載がある。しかし、『智嶺新報』ではP氏がどのような妻帯公許の運動を宗派内部で展開したのか掲載がない。

同様の行為を古義真言の僧侶も追隨したという報告がある。この行為について三四号にA（ペンネーム）氏の「去勢僧の現出に感あり」があり、P氏の行動について、快樂には「肉体的快樂」、「精神的快樂」の二種あって、精神的快樂を立つべきなのに、肉体を損傷して邪念を断とうとするのは間違っている、としている。

明治三七年の三五号・三六号にQ氏（ペンネーム）による投稿だが当時、本人を容易く特定できたと思われる）の「圓滿なる妻帯主義を望む」がある。宗派は妻帯を禁止しているなか、現実にはほぼ妻帯しているという中途半端な状態を批判するものである。つまり、「不合格的清僧の佛教を維持すべき時代にあらず。合格的圓滿なる居士僧に依て佛教を維持すべき時代なるを悟るべし」とし、僧侶の妻帯を認め圓滿な家庭を作るように導けば、家庭の中に「自然愛」が満たされ、社会に対し信用を得ることができるとしている。ここでの不合格的清僧とは妻帯を禁止した場合での僧侶の事をさす。妻帯を禁止した結果、表面上は妻帯していないが、裏で妻帯し、妻や子を隠してしまふ仏教や、同じく妻帯していない清僧が一度はげれば「酒池肉林状態の仏教」ではいけないとしている。さらにQ氏は三八号の本領で「感興隨筆」を書いている。ここでは妻帯の可否を論じているのではなく、真宗は妻帯しても信者の信仰が厚いが、真言宗は妻帯していなくても信仰が少ないのはどうしてなのか。それは、僧侶の蓄髪妻帯は信徒の信仰の上では全く関係なく、真宗の僧侶が平生から信者に対し家族的な布教を習慣としているからである、としている。

四二号本領にQ氏の「其の本を正せ」と、四三号本領に「女子布教師の養成」がある。事実上、この四三号をもって真言宗智山派における妻帯是非論が終了することになる。『智嶺新報』における本領は新聞で言うところと社説に相当する。宗務所が直接編集していないものの、この論が宗派が望む未来像なのかもしれない。特に強い口調で改正する意義を述べている。まとめてみると、「其の本を正せ」では古い習慣を打ち破って、新しい知識でも

って総て新式に改める必要があると説き、

「先ず第一着の改革案として各寺堂々たる禮式華燭の下に撰んで良妻を娶り、寺院の倫道家庭を正すにあり」
〔智嶺新報〕四二二号

と呼びかけた。また智山派内では「九分通の大多数は外妾又は有妻の寺で占て居り」とあり、寺院の妻は公然の秘密という立場で結婚式すら挙げる事ができない。なので良家の淑女は嫁ぐことがなく、さらに妻帯僧侶の家庭は崩れてしまっている。これでは社会に対して宗教家として立派な手本を示すことができない。また、有妻寺院においては実子がいるが、実子を仏教以外の他の職業に就かせようとする動きがある。男子なら必ず僧侶にし、女子なら仏教を伝道する布教師とすることを願っている。妻帯をして宗派を再興させようとして、

「宗内の手に於てドシドシ法の子児を生産し、青年の人物を養成し、其の養成したる人物を以て仏祖に捧ぐるを報恩謝徳の第一となすべし。佛陀におかれても末代法孫の連綿としていや盛んなるを納受賛嘆し玉ふに相違なからんと思ひます」〔智嶺新報〕四二二号

と主張した。これは「善良なる小僧徒弟を貰ひ受けんとすることは殆ど絶望のことなり」という状態に陥っている理由として、「自然良き所の子弟は寺の小僧」になろうとしないからであると、挙げている。そして「女子布教師の養成」では宗派の僧侶が減少していくことは、宗派滅亡につながるという現実を考え、人間社会の半分は

女性であり女子の布教師を養成して教団再興をしようと、呼びかけるものである。この筆者であるQ氏は、宗派に多大な影響力がある布教師であることは確かであり、当時の人々が個人を特定できたペンネームの持ち主であると思われる。それは布教記録を掲載していたことから明らかである。これ以降、妻帯是非論は語られない。そして、明治四〇年秋の智山派宗会にて妻帯肯定論が大多数となるのである。しかし、宗会とその前後の事が『智嶺新報』に掲載されない。この論文を作成する際に、他の雑誌を閲覧する機会を得ず、確認できなかったことが残念である。

明治四〇年八〇号には他宗であるが、前圓覚寺管長からの呼びかけがある。各宗派が妻帯を公認して、公認するからには僧侶の妻を監督し、試験を実施し真宗の坊守以上のものにしなければならない。そうすれば婦人内助の功により佛法興隆するだろう、というものである。

智山派がいつ妻帯公認や公許したかどうかにについては詳しく記されていない。宗派が掲示できない理由があったのだろう。文章として公許したのか、公認論者が議会で議員の過半数を超え、この件では懲戒対象としない結論づけたかどうかも分からない。この件についての報告はなく、宗会が終わってから半年程度過ぎ、直接妻帯公認を知らせたものではないが、明治四一年八四号の文中に「眞言宗智山派にては、大多数を以て妻帯公認を宗会にて決議した」とある。さらにその半年後にもほんのわずかに記載される。明治四一年九二号にR氏（ペンネーム）の「漫言時語」である。明治四〇年の宗会にて「妻帯論者の説大多数の賛成」を得たとあり、そしてR氏は円満な家庭をつくり、世俗の模範的な家庭を作るのが、二〇世紀の宗教家の取るべき急務であるとした。このように「公認」や「説大多数」とあるものの、従来妻帯論で肯定論者が唱えていた「公許」とはいかないようである。それは一〇年後の大正六年における「浄土宗の妻帯案」が「他宗派に先立ち」という表記があることから

伺える。

明治四〇年八六号には「天台宗の妻帯税に就て」という記事がある。天台宗では宗会に先だつて、調査局で梵妻税を検討していた。各寺院が毎年本山に納入すべき課金の一〇倍相当を納めるものである。実際にこれが実施されたかどうか『智嶺新報』では分からない。

その後、妻帯にかかわる記事や論文がなくなる。妻帯があいまいではあるが、一応認知されたからであると思われる。それ以後の関心事は、徒弟養成はどうあるべきなのか、他宗の仏教婦人会活動が盛んに行われていること、寺院合併等へと移る。

大正六年一九四号には「浄土宗の妻帯案成る」という記事がある。浄土宗は他の宗派に率先して、「寺院住職遺族保護法案」を可決した、と報告している。その規則は次の通り。

- 「一、寺院住職者の家族は宗務所の臺帳に登録す。
- 二、其の家族と稱するは、住職の戸籍に屬するもの及び法類にて關係深き近親者。
- 三、住職死語は其の法類が死者の遺族保護の義務を有す。
- 四、保護の方法につき異議を生じたる場合は、宗務所で裁定履行せしめる事。
- 五、登録出願の時は登録義財として寺院負擔の一宗課金年額百分の十五、追登録は百分の七を附する」と。〔『智嶺新報』一九四号〕

大正七年二〇五号には「本派住職の結婚」という記事がある。長野県智山派〇〇寺住職S氏（本名）は本堂に

て仏式の結婚式を行った。『智嶺新報』には檀信徒の仏前結婚について、数件記録されているが、寺院住職が本堂にて仏前結婚式を行った、ということが記事として挙がるのは初めてである。逆に言うと廃刊までこれ一件のみしか掲載がない。

四、真言宗智山派における寺族存在の公認時期（昭和三年以降）

『智嶺新報』廃刊後、『智山派宗報』が宗派の機関誌となった。議事録は充実したが、積極的に議論を交わすことがなくなった。寺族についての議論は昭和一〇年の二七次宗会速記録（二七次速記録四六頁）によると、昭和三年頃から議論にあがっていたようである。昭和九年の二六次宗会にてT議員（本名）が宗務当局者であるU氏（本名）に質問している。それをまとめると、T氏は、寺族については以前から議論されているが、寺族を登録することにより確認し、保護することが必要であると主張した。それは寺族を保護するのは人道上的見地から必要であり、寺族が宗団の圏外にいるのは好ましくない。そこで、寺族を確認して精神的に彼らの存在意識を明らかにして、位置の向上と素質の改善をはかるのなら、意識明瞭になり有機的働きを成し遂げるであろう。宗政調査会にて検討すべきであると、質問した。それに対するU氏の返答は、宗政調査会は宗費、宗務の二つの条例に関して研究審議しているので、他の問題に手を付ける余裕がない。寺族が存在していることはむろん認めている。ただ宗務所の公簿に登録がないだけである。しかし、寺族を保護することは良いことではない。「寺族を保護する為に寺院の本来の目的に反するようなことがあってはならない。」そして、以下のように返答している。

「是ハ寺院住職ガ此寺院ト云フモノヲ私有物視スルヤウナ感モ一面ニアリマスシ、ソレガ爲ニ却ッテ社會ハ

オ寺ハ和尚ノ物デアツテ、吾々ノ物デハナイト云フヤウナ感ジガアツテ段々寺院カラ檀信徒が遠ザカリ、寺院ヲ見捨テルト云フヤウナ現状ガ事實ニ於テアルノデアリマス、サウ云フヤウナコトヲ考ヘテ見マスト云フト、之ヲ直チニ實施スルト云フコトハ餘程考ヘ物デアアルカト云フヤウナコトモ考ヘテ居ルノデアリマス、」〔速記録〕四四頁〕

明治四〇年以降、宗会にて妻帯肯定が大多数を得ることになって以降、住職の実子が徒弟となって後任の住職となる世襲システムが確立しようとしていた。その当時、徒弟を外部から預かり受け僧侶として育てることが難しくなった事実による結果であるが、そのことにより住職が寺を私物化しているように見えてしまったのである。その寺族規程は翌一〇年の二七次定期宗会に上程され、原案可決となるのである。

昭和一〇年三月『智山派宗報』九三号には二七次定期宗会にて「寺族保護規程」が原案可決されたことが記載されている。その規程は次の通り。

「寺族保護規程

第一條 本規程ニ寺族ト稱スルハ本派寺院住職ノ師弟並ニ戸籍上住職者ノ家族ニシテ現ニ寺院ニ常住シ住職ノ旨ヲ受ケ三ヶ年以上寺務ニ従事シ宗務所ニ登録濟ノモノヲ云フ

第二條 寺族ヲ登録出願セントスルモノハ智山互助會員タルコトヲ要ス

第三條 寺族ハ常ニ住職ヲ補佐シ寺門ノ興隆ト教化事業ニ努力シ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一、宗義ヲ信奉シ宗憲宗規教令訓諭ヲ守ルコト

二、朝夕本尊ノ供養莊嚴ヲ怠ラズ必ラス禮拜讀經ヲナスコト

三、寺族ハ質素勤儉ヲ旨トシ檀信徒ノ模範タルコト

第四條 得度ヲ受ケサル寺族ハ十善戒並ニ結縁灌頂等ヲ受ケ常ニ宗意安心ノ修養ヲナスヘシ

第五條 住職死亡後寺族ノ中ニ六ヶ年以内ニ於テ後任住職タル資格ヲ得ヘキ見込ミノ者アル時ハ法類間ニ於テ兼務住職ヲ置キ資格ヲ得ル迄保護教養ヲナスヘキモノトス

第六條 住職死亡後寺族中ニ後繼者ナク寺院ヲ退去ス場合ハ法類及其寺關係者ニ於テ其事情ニヨリ相當保護ヲ講スヘシ

第七條 寺族ノ保護ニ關シ當事者間ニ意議ヲ生シタル時ハ宗務所ニ訴願スルコトヲ得

第八條 寺族ニシ寺院ノ體面ヲ汚スモノアル時ハ其登録ヲ取消シ當該寺院住職ニ相當ノ處置ヲ取ラシム又住職ニ於テ必要ヲ認メタル時ハ寺族登録ノ取消ヲナスコトヲ得

第九條 住職轉任又ハ寺族ニ於テ異動ヲ生シタル時ハ直ニ宗務所ニ届出ツヘシ

但シ懲戒ニヨリ住職ヲ罷免セラレ又ハ住職ヲ辭シタル時ハ其寺族モ寺院ヲ退去シタルモノト見做シ保護ノ義務ナキモノトス

第十條 本規程施行ニツキ必要ナル細則ハ管長別ニ之ヲ定ム（昭和一〇年三月『智山派宗報』九三号）

この規程により事実上、僧侶の妻、子供の存在が当時の新義真言宗智山派において認知されたものであると理解することができる。第一条の寺族の規定のなかで、戸籍上の住職（9）の家族を寺族と定義しているからである。

第二条にある智山互助会は、どのような趣旨で設立した団体であるというような資料が見つからなかったが、

昭和九年二月二〇日からの二六次定期宗会での質問のなかに「第二條 本會は寺院住職ノ相互扶助ヲ目的トス」(速記録四一頁)とある。この寺族規程により、住職だけでなく寺族も加入することになったのである。また、昭和十二年一月『智山派宗報』一二五号の広告欄に智山互助会の會員募集がある。これによると、智山互助会は智山派宗務所(現在の別院真福寺内)に事務所を構える団体であり、「今日の加入は寺族末代の幸福」「相互のため即時御加入下さい」と広告し募集している。

「會員募集

- 一、申込口數 一口以上五口迄
- 一、申込資格 一寺正住職
- 一、會費納付方法 一口年額六圓を四期二分ち拂込ミ納付期間八ヶ年
- 一、給付方法 會員不幸の際ハ既納會費ノ倍額ヲ支給シ納付期間滿了後ハ超過年數二一年毎二一口ニ對シ 金五圓也ヲ増加給付致シマス
- 一、特典 本會加入者ニ限り寺族登録ガ出來マス
- 加入申込其他詳細ハ左記ニ御紹會下サイ 智山互助會(昭和十二年一月『智山派宗報』一二五号)

『智山派宗報』にはこの寺族保護規程に対して説明を付している。それをまとめてみると、この「寺族規程は画期的な規程」である。それは、従来存在していた住職任免条例に抵触せず、寺族を認めることよって起きる弊害を除去した理想的な規程であるからである。「住職の血縁を引く家族と従来の法資との關係に対して同じ寺

おわりに

現在、真言宗智山派では十善戒運動を展開し、檀信徒に広めようとしている。そのなかで僧侶が戒律を犯していると言言する者は、少ないと思われる。記事として挙がるものがほとんどないから、少ないと感じるだけかもしれない。少なくとも明治時代の僧侶は破戒しているという認識はあった。そのために公許を求めているのである。寺院社会を取り巻く環境が変化するなか、どのようにすれば良いのか模索していた。その当時、大多数の僧侶が妻帯したり、妾を設けていた現状をどう取り込めば良いのか、相当悩んでいたはずである。議論があるということはそれだけ葛藤があるということでもある。現実、妻帯は宗団の後継者を確保するため、僧侶の妻を使いながら教化伝道するために、明治四〇年の宗会で議論され、肯定論が大多数を占め、その後の昭和一〇年に寺族として認められたものである。明治三〇年に真言宗が戒律を遵守すべき訓論を出して、わずか一〇年後での政策転換である。明治三三年八月に真言宗が分離し、智山派が独立を果たしていた。その後、智山派の基礎となる制度整備がすすむなか、明治四〇年の宗会にて議論されたのである。名目は後継者確保や教化伝道であるが、僧侶であっても人間であり、人間としての欲望は抑えきれず、妻帯を表面的に禁止することが現実的ではなかった。それでも真言宗の教義のなかで、元来妻帯が認められているという論に至らなかった。

明治時代、戒律を復興させようと建言書を作成した福田行誠氏や、今回紹介できなかったが明治三六年の『智嶺新報』四三号によると、戒律復興を唱える一〇〇年に一人の逸材として紹介される清僧釋雲照氏の存在がある。戒律を重視した人々は今回取り上げた雑誌類に記載されない。記載されなかった社会背景、宗教のおかれた状態を考えなければならない。また、智山派においてもA氏、G氏などは、本来の僧侶はどうあるべきなのかを唱え

ていた。彼らの存在は、なし崩し的に激変する社会におし流されてしまう僧侶に対して、苦言を与え続けるものである。智山派には無条件に妻帯を許可することに危惧した人々がいたことを忘れてはならない。

明治三二年の『明教新誌』の反対論者の発言に、妻帯を肯定したものは将来誤りに気づき後悔するだろう、というような意味の主張があった。現在の状況からそれはどう評価されるだろうか。妻帯を肯定した結果、僧侶と妻との間には当然のことながら子が生まれ、その子を徒弟つまり弟子として育成し、寺院の継承者としている。妻帯肯定が宗会の大多数であった時から九〇年あまり、そして寺族の存在を公的に認めてから七〇年あまり過ぎている。それ以来、僧侶であつて妻帯する者は檀信徒の模範となる家庭を作ることが求められ続けた。住職がその妻と共に教化活動を推進するスタイルは一定の効果をあげている。子弟教育についてはどうだろうか。現在、このスタイルを確立したからこそ、これだけの多くの寺院という器が残り、結果として檀信徒教化につながっているのは確かである。中身である法を伝える役割を果たす僧侶を養成するのに、弊害がでないだろうか。世襲は人材の固定化を強いている。

僧侶の妻帯がいつ始まったのか検討できなかつた。織田信長が叡山を焼き討ちしたとき、既に多くの女性や子供がいたということはよく知られている。江戸時代の寺院をとりまく環境や、明治維新直前の幕末の様子が伺えなかつたのが残念である。妻帯は公然の事実だったのである。口にする人が単にいなかつただけかもしれない。現在の僧侶と比べて、明治大正期の僧侶の方がより破戒していたとは思えない。これは前の時代からの状況を引き継いだものであるからである。

また、近世・近代における仏教教理学から捉えると、僧侶の妻帯はどう評価できるのであるだろうか。この面から捉えられなかつた。宗教として教団を護るためには戒律というものは必要とされるからである。

今回の論文では雑誌類を用いた。雑誌というからには確かさからいうと、欠けていると言わざるを得ない。雑誌に掲載されない意見のなかに、真意や新事実があるかもしれない。本当は書きたくても書けなかった裏話があるかもしれない。雑誌投稿者は事実をどのように捉えたのか、その人物の立場から論じている。つまり、投稿者の意見が入り込み、事実がゆがんでしまっているかもしれない。他の閲覧可能な仏教系雑誌や新聞なども閲覧しなければならぬ。

妻帯が認められるまでの社会背景がどのようなものであったのか、よく考察する必要がある。急激に進む近代化に対し、ずっと以前から続く寺院の維持方法でもって、運営することは不可能であった。政府は明治初期、廃仏毀釈の政策を取った。神仏分離や上知などは物質的な廃仏毀釈である。肉食妻帯については僧侶の内面的な廃仏毀釈ともいえる。また、明治期の国家による宗教政策の一つとしてキリスト教の解禁がある。欧米列強諸国から近代国家として認められるために、解禁したと思われる。仏教側がキリスト教を驚異と感じ、僧侶がさかんに研究している。これも影響がないだろうか。

戸籍法や民法の施行も影響している。明治政府は「家」という家族の持つ機能を重視する施策を展開した。明治民法施行まで、一般の人々は自由に結婚し離婚していた。離婚率は現在よりも高い。また、妾でさえも同一戸籍（人申戸籍の場合）に掲載されていた時代もある。つまり、僧侶だけが法律上の婚姻をなさず、妾の状態で維持することが、許されないような社会システムとなっている。妻帯を禁止することは結果的に仏法の伝承を絶やすだけでなく、戸籍上での戸主を絶やすことにつながる。明治民法施行により家督相続を基本とした「家制度」がつくられたが、それが僧侶の妻帯を早めたようである。

明治三二年頃、宗教法論議がおきる。公認教として管理されてしまうという危惧を感じていた。施行は昭和に

入ってからであるが、社会一般の人々が納得するような制度をつくらなければならぬと宗派当局は考えていたのではないだろうか。宗教団体法施行以前においても宗制については、内務省の認可を受ける必要があった。明治三〇年の宗制から女人宿泊禁止条項の削除があったが、これは時代に沿ったやむをえない措置だったのかもしれない。

他宗の動向も見る必要がある。妻帯を近代以前から認めていた浄土真宗の活動が『明教新誌』に紹介される。浄土真宗は僧侶の妻を坊守として、積極的に取り込んで成功していた。明治二〇年頃からの仏教婦人会運動を始め、その教育には非常に熱心だった。

僧侶は出家しているとはいえ、現実には社会の外側というような、誰もいない隔絶した場所で生きていくことが難しい。さらに、僧侶であっても人間であり、欲望を完全に断ち切ることは困難である。現在、当たり前のように僧侶は妻帯している。妻帯は真言宗の教義ではなく、教化という運用面にて解決したものである。以上、序にかえる。

註

(1) 民法第七二七条(縁組による親族関係) 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると同一の親族関係を生ずる。

民法第七二八条(姻族関係の消滅) 姻族関係は、離婚によって終了する。夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。

(2)

『明教新誌』 明治七年二月一日より大教院から『准官教会新聞』として発刊される。明治八年八月七日一四八号より『明教新誌』と名前を変える。当初は神仏合同、後に仏教各派の大教院から発行されていたが、大教院制度の廃止に伴い、明治八年不詳日より明教社より発行となる。そして明治三四年二月二八日四六〇三号でもって休刊となる。一日おきに発刊され、一刊あたり平均すると一〇頁から一六頁程ある。特定宗派に属さないため、宗派を問わず幅広く

(3) い記事や論文が掲載され、盛んに議論がなされているのが特徴である。また寄書について、記事内容について明教社が保証しない旨の表示があるが、ここには当時の仏教界で抱える様々な問題が書かれている。

『密厳教報』 明治二年七月一二日の創刊で、護国寺内に事務所を構える振教會が刊行した。振教會の会長は根嶺座主（智積院化主、長谷寺化主の輪番）、幹事長を本派事務所長としている。つまり、事実上の新義派公認雑誌である。一刊あたり三〇頁から四〇頁程あり、月二回（第七号までは月一回）刊行される。当初、振教會から出版されていたが、明治二五年四月一二日六号より密厳教報社となり、真言宗の分離となる明治三三年八月二五日二六二号まで出版される。

『密厳教報』の内容は新義派の議事録（録事）、論文、雑報（地方寺院での行事、社会情勢、事柄に対する意見等）、俳句、広告等で構成される。新義派が管理しているもの、かなり自由な発言を許している。ペンネームを用いて体制批判するものさえ見受けられる。

(4) 『智嶺新報』 明治三三年の真言宗各派の分離により、『密厳教報』が廃刊になり、翌年明治三四年三月二二日より、芝区愛宕町の真福寺内（別院真福寺）に事務所を置く智嶺新報社から発行される。この雑誌は創刊号に智山派宗務所より公布の雑誌（ただし有償配布）であると位置づけられる。購読契約していた寺院数は大正一二年に正住寺院より

五〇〇少ない数となっている（ちなみに大正一一年における智山派正住寺院は二五一号によると一八三八寺）。智山派公認の月刊誌で、一号につき四〇頁から五〇頁程あり、大正二年六月一二日三一五号にて廃刊となる。廃刊理由は関東大震災にて事務所が火災に遭い、購読者（寺院）名簿を消失し、名簿の再構築をしているうちに、誌代未納者が増え経営困難になったためである。徴収できなかった購読料は四千円（米貨換算法を用いると現在の六〇〇万円程になる）余りであり、昭和二年の購読料が一刊あたり送料込みで一五銭（現在の約二三二円相当）であることから、二万六千冊あまり徴収できなかったことになる。

(5) 内容は『密厳教報』に準じ、活発な議論がなされていたが、明治三九年一月五九号より、智山派教学課が直接発行（出版は智嶺新報社）することになって以降、他人を中傷するような過激な発言が少なくなる。代表する投稿家に泥牛氏、紫堂氏、慈氏氏などがある。

『智山派宗報』・『真言宗報』 『智山派宗報』は『智嶺新報』廃刊後、昭和二年七月一日より智山派宗務所が制作し、所属寺院に有償にて配布した冊子である。智山派録事、住職拝命、昇補、改姓、雑報などが記載される。『密厳教報』や『智嶺新報』のような活発議論が少ない。そして、戦争が激化するなか、政府より真言宗の合同を命じられ、昭和十七年七月一七三号より『真言宗報』と名前を変える。糟糠の妻 貧しいときから酒粕や米ぬかを食べて苦勞を共

にしてきた妻（後漢書、榮弘伝から）

〔「大漢語林」一八一頁、平成四年 大修館〕

(7) 直接国税を支払っている僧侶でさえ、一九二五年の普通選挙実施まで被選挙権が与えられなかった。

(8) 米貨換算法の根拠は農林水産省関東農政局静岡農政事務所公開の資料による。

<http://www.shizuoka-info.naff.go.jp/nousei/index.htm>

(9) 旧民法七三二条によると家族の定義がある。この条文はボツダム宣言受諾後の昭和二年一月二二日改正により削除されている。

「第七百三十二条 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」

具体的には戸主と同一戸籍にある者を家族と定義する。親族の定義については現行と変わらない。ただし、戸籍は組戸籍となる。戸籍制度は近代国家の基礎として、かつ徴兵制度の実施をはかるために作成したといわれる。明治四年に戸籍法を制定し、翌年五年の壬申の年に施行されたので壬申戸籍と呼ばれる。戸籍は明治五年の施行以来、数度にわたる改正を受ける。戸主を中心とした親族で戸籍が組まれたのは、明治一九年の改正から現行戸籍に移行するまでの昭和二三年一月一日までである。戸主を中心とした家族関係を表した戸籍であり、「家制度」を支えたものの一つである。

〈キーワード〉肉食妻帯、戒律、寺庭婦人、明治仏教